

改正

平成27年3月3日本部訓令甲第5号
平成28年3月22日本部訓令甲第6号
平成31年2月26日本部訓令甲第1号
令和3年4月1日本部訓令甲第7号
令和3年7月26日本部訓令甲第10号

群馬県警察職員の分限の取扱いに関する訓令を次のように定める。

群馬県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

群馬県警察職員の分限の取扱いに関する訓令（平成15年群馬県警察本部訓令甲第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び群馬県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年群馬県条例第53号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の分限の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する群馬県警察の職員（会計年度任用職員を含む。ただし、条件付採用期間中の者（以下「条件付採用職員」という。）及び臨時的に任用された者（以下「臨時的任用職員」という。）を除く。）をいう。
- （2）所属長 群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号）第3条に規定する所属長をいう。
- （3）分限処分 法第28条第1項若しくは第2項又は条例第1条の2から第1条の5までの規定に基づき、職員をその意に反して、降任し、降給し、免職し、又は休職する処分をいう。
- （4）分限手続 分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

（所属長の責務）

第3条 所属長は、所属の職員が法第28条第1項第1号から第3号まで若しくは同条第2項各号又は条例第1条の2から第1条の5までの規定（以下「分限対象事由」という。）のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに事実調査を行わなければならない。この場合において、分限手続に付する必要があると認めるときは、分限に関する申立書（別記様式第1号）に身上調査書（別記様式第2号）及び次に掲げる証拠（以下「身上調査書等」という。）を添えて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に申し立てなければならない。

- （1）事実調査の対象となった職員（以下「対象職員」という。）の聴取書又は始末書。ただし、対象職員が供述若しくは始末書の提出を拒否した場合又は所在不明その他やむを得ない事由があり、対象職員の聴取書若しくは始末書が得られない場合は、事実調査書
- （2）関係人の聴取書又は陳述書
- （3）調査した事実が法第28条第1項第1号又は第3号の規定に該当すると認められる場合は、勤務実績に係る書面、事実調査書その他事実を証明し、又は認定するに足りる書面
- （4）調査した事実が法第28条第1項第2号又は第2項第1号の規定に該当すると認められる場合は、本部長の指定する医師2人の診断書
- （5）調査した事実が法第28条第2項第2号の規定に該当すると認められる場合は、刑事事件に関し起訴されたことを証明し、又は認定するに足りる書面
- （6）その他の証拠

（警務課長等の責務）

第4条 前条の規定は、警務課長の責務について準用する。この場合において、同条中「所属長」とあるのは「警務課長」と、「所属の職員」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

2 警務課長は、前項の規定による事実調査を遂行するため、次の措置を執ることができる。

- (1) 警察本部及び警察署の書類、簿冊、装備品、保管物等を査察すること。
 - (2) 対象職員及び関係人を指定する期日及び場所に招致し、事情聴取すること。
 - (3) 関係職員に対し、必要な資料を提出させ、必要によりその説明を求めること。
- 3 警務部監察課長（以下「監察課長」という。）は、職員が分限対象事由のいずれかに該当し、当該職員を分限手続に付する必要があると認める場合は、警務課長に通報するものとする。
- （相互協力等）

第5条 所属長及び警務課長は、前2条の規定による事実調査を行う場合は、当該事実調査が円滑に行われるよう相互に協力するとともに、当該事実調査上参考となる事項について、相互に連絡するものとする。

- 2 警務課長は、前項の規定による所属長に対する協力に当たっては、前条第2項に規定する措置を執ることができる。
- （対象職員の責務等）

第6条 対象職員は、第3条又は第4条の規定による事実調査に対し、誠実に協力しなければならない。

（勤務に関する指示等）

第7条 本部長は、第3条又は第4条の規定による分限手続の申立て（以下「分限手続申立て」という。）があった場合において、必要があると認めるときは、所属長に対し、被申立者（分限手続申立ての対象となった職員をいう。以下同じ。）の勤務に関する所要の指示を行い、又は被申立者が保管する支給品若しくは貸与品を回収して、保管するよう命じるものとする。

- 2 本部長は、前項の措置を講じた場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、所属長に対し、直ちに勤務に関する所要の指示の解除を命じ、又は支給品若しくは貸与品を交付するよう命じるものとする。

（分限審査委員会）

第8条 職員の分限に関する審査を行うため、警察本部に群馬県警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第9条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、警務部長とする。

- 3 委員は、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警務部首席監察官、警務部警務統括官、警務課長、監察課長及び警務部監察課監察官とする。

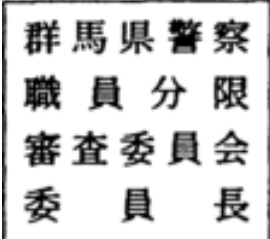
（委員長の職務）

第10条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故がある場合は、委員のうち、委員長があらかじめ指名するものがその職務を代行する。

（公印）

第11条 委員長の公印の制式及び公印保管責任者は次表のとおりとし、その保管、取扱い等については群馬県警察の公印の管理に関する訓令（令和3年群馬県警察本部訓令甲第6号）の規定を準用する。

名称	ひな形	寸法	公印保管責任者
群馬県警察職員分限審査委員会委員長	 <p>群馬県警察 職員分限 審査委員会 委員長</p>	21ミリメートル平方	警務課長

（委員会の庶務）

第12条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

（審査の下命）

第13条 本部長は、分限手続申立てを受けた場合は、分限審査命令書（別記様式第3号）に身上調査

書等を添えて、委員会に当該事案の審査を命ずるものとする。ただし、次に掲げるときは、これを省略することができるものとする。

(1) 起訴休職（法第28条第2項第2号の規定による休職をいう。）を行う必要があると認めるとき。

(2) その他事案の内容、分限対象事由の該当性、提出資料等について疑義が生じるおそれがないとき。

（審査の通知）

第14条 委員長は、前条の規定により審査を命ぜられた場合は、その旨を分限審査通知書（別記様式第4号）により、所属長を経由して被申立者に通知するものとする。ただし、被申立者の所在が判明しないときは、被申立者に対する通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた被申立者は、委員長に対し、口頭審査を要求することができる。この場合において、被申立者は、口頭審査を要求するかどうかについて、分限審査に対する回答書（別記様式第5号）により、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に所属長を経由して委員長に回答しなければならない。

3 前項の期間内に回答がない場合は、被申立者が口頭審査を要求しないものとみなす。

（委員会の審査）

第15条 委員長は、本部長から審査を命ぜられた場合は、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求があった日の翌日から起算して7日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員長が必要と認める場合は、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査を行うものとする。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 委員会の審査は、出席した委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 被申立者に係る分限手続申立てを行った委員長又は委員は、表決権を有しない。

6 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

7 第2項の書面審査による場合において、委員長が委員会を開催する必要がないと認めた場合は、持ち回りにより審査をすることができる。

（口頭審査の手続）

第16条 委員長は、第15条第2項に規定する口頭審査を行う場合は、速やかに、審査の期日、場所等を口頭審査通知書（別記様式第6号）により所属長を経由して被申立者に通知しなければならない。

2 前項の口頭審査は、被申立者を出席させた上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく口頭審査に出席しないときは、被申立者の出席なしでこれを行い、又は書面審査に代えることができる。

3 委員長は、必要と認めるときは、申立者側の証人等の出席を求め、又は証拠資料の提出を要求することができる。

4 委員会は、被申立者、証人等を個別に、又は同席させて審査を行うものとする。

（除斥）

第17条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に関与することができない。

（委員会の記録）

第18条 委員会は、審査の状況を明らかにするため、分限審査委員会議事録（別記様式第7号）を作成しなければならない。ただし、第15条第7項の規定により持ち回り審査をする場合は、この限りでない。

（委員会の報告）

第19条 委員会は、分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を議決し、委員長から報告書（別記様式第8号）により本部長に報告するものとする。

（分限処分の決定）

第20条 本部長は、分限処分を行う場合は、前条の規定による委員会の報告を尊重して行うものとする。

（解雇予告）

第21条 本部長は、法第28条第1項の規定により被申立者を免職しようとする場合は、被申立者に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項前段の規定による予告をするものとする。ただし、同項後段の規定により30日以上平均賃金を支払うとき又は同条第3項の規定により行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定による予告は、所属長を経由して解雇予告書（別記様式第9号）を交付することにより行うものとする。ただし、被申立者がその受領を拒んだ場合は、口頭により行うことができる。（分限処分の手続）

第22条 本部長は、分限処分を行う場合は、警務部長又は所属長を経由して被申立者に対し群馬県警察職員の任命等の発令形式及び辞令様式に関する訓令（昭和40年群馬県警察本部訓令甲第10号）第3条に規定する人事異動通知書（以下単に「人事異動通知書」という。）及び処分説明書（別記様式第10号）を交付して行わなければならない。ただし、被申立者がその受領を拒んだときは、その拒んだときをもって書面の交付があったものとみなす。

2 本部長は、前項の文書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合は、分限処分公告（別記様式第11号）を群馬県報に掲載して交付に代えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。（願い出による休職）

第23条 職員は、自らが法第28条第2項第1号に該当すると認める場合は、休職又は休職の更新を願い出ることができる。

2 前項の規定による願い出（以下「休職願い出」という。）は、職員の自筆による休職願（別記様式第12号）又は休職期間更新願（別記様式第13号）に事実を認定するに足りる書面を添えて所属長を経由し本部長に願い出るものとする。ただし、病状等により職員が自筆できない場合において、職員の親族の同意があるときは、当該親族の同意書及び代筆による書面により願い出ることができる。

3 本部長は、休職願い出があった場合において、必要と認めるときは、警務部長又は所属長を経由して人事異動通知書を交付することにより、当該職員を休職させ、又は休職期間を更新するものとする。

（復職等の手続）

第24条 所属長は、休職中の職員から復職の申出があり、又は休職の事由が消滅したと認める場合は、その事実を認定するに足りる資料を添えて、速やかに本部長に復職の申立てをしなければならない。

（失職）

第25条 本部長は、職員（条件付採用職員及び臨時的任用職員を含む。）が法第28条第4項及び条例第5条第2項に規定する失職に至ったと認める場合は、警務部長又は所属長を経由して当該職員に人事異動通知書を交付するものとする。ただし、当該職員がその受領を拒んだ場合又はこれを受けべき者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日本部訓令甲第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年3月9日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成28年3月22日本部訓令甲第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月26日本部訓令甲第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年3月8日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部

分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和3年4月1日本部訓令甲第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年7月26日本部訓令甲第10号抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、制定の日から施行する。

別記様式省略